

出産育児一時金支給申請書に下記のものを添付してください

出産日	平成 21 年 9 月 30 日以前	平成 21 年 10 月 1 日以降	
		直接支払制度を利用しない場合	直接支払制度を利用し、差額の支給申請をする場合
添付書類等	・出産した被保険者の保険証 ・世帯主の印かん ・世帯主名義の振込口座のわかるもの	♪ に加えて以下のものがが必要です ・医師または助産師が発行した出生証明等 （津山市に出生届を提出済みの場合は不要です） ・直接支払制度の「合意文書」の写し ・出産費用等の内訳明細書の写し いずれも出産した分娩機関で交付していただく書類です	
支給額	一律 38 万円	39 万円 または 42 万円 （産科医療補償制度加入時）	39 万円 または 42 万円 （産科医療補償制度加入時） と、出産費用総額との 差額